

# 6月のスケジュール

※★マークは事前申し込みが必要です。詳しくはスタッフまで

日	月	火	水	木	金	土
開所時間	10:00~ 19:30	10:00~ 19:30	12:00~ 18:00	10:00~ 19:30	10:00~ 19:30	10:00~ 18:00

月曜・火曜・木曜・金曜・土曜⇒10時から17時  
水曜⇒12時から17時 ※変更の可能性あり。

7 お休み	8	9	10	11	12	13
14 お休み	15	16	17	18	19	20
21 お休み	22	23	24	25	26	27
28 お休み	29	30				

当面の間、プログラムはお休みです

## お知らせ

### ★オープンスペースを利用される方へ★

ハーモニーでは、衛生環境を守るため、**靴下の着用**、または、**スリッパ用中敷シート**（入口にあります）のご利用をお願いしています。

また、感染症対策のため、来所時には**全員必ずマスクを着用**してください。

ご協力のほど、よろしくお願いいたしますm(\_)\_m



### 食中毒にご注意ください

暑くなるにつれ、食中毒を引き起こす可能性が高くなります。

**冷蔵庫**を活用したり、食べ物の傷み具合をチェックしたりなどして、気をつけください。

ハーモニーを初めてご利用される際には精神障害者保健福祉手帳(ない場合は自立支援医療受給者証や診察券)のご提示をいただきます。

# 2020年6月号

ハーモニー ニュース  
**Harmony News**

支援センターハーモニーは、困ったときに相談できる場としておしゃべりしたり、のんびりお茶を飲んだりできる、「やすらぎの場」として日々の暮らしが豊かに広がっていけるように利用者の方々と一緒に考えながら活動しています。

地域活動支援センター♪ハーモニー

☎188-0011 西東京市田無町4-17-14  
西東京市障害者総合支援センターフレンドリー2F  
TEL 042-452-2773 FAX 042-452-2774  
(URL)<http://www.yamada-hosp.or.jp/harmony>

### TOPICS

～お知らせ～

### 自立支援医療と精神保健福祉手帳 更新手続きについて

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、診断書の取得を目的とした通院を避けることができるよう、臨時的な取扱いとして、自立支援医療と精神保健福祉手帳の更新が以下のようにできます。

- ◆**自立支援医療（精神通院）受給者証の有効期限が延長されます。**  
対象：有効期限が令和2年3月1日から令和3年2月28日までに満了となる方
  - ・更新手続きは不要で今の受給者証を引き続き利用することができます。
  - ※認定内容に変更のある方や経過特例対象者の方や手帳と同時申請の方はご注意ください。
- ◆**精神保健福祉手帳の更新に必要な診断書の提出が1年間猶予されます。**  
対象：現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳の有効期限が、令和2年3月1日から令和3年2月28日の間の方
  - ・手続き：診断書の提出の猶予によって、申請書の提出のみでの更新申請が可能です。ただし現在お持ちの手帳の有効期限から1年以内に別途診断書を提出する必要があります。**提出がない場合には、手帳は無効となります**のでご注意ください。
  - ・自立支援医療（精神通院医療）と精神保健福祉手帳の同時申請について定期的な通院で診断書の取得が可能な場合は、通常どおり診断書を添えて、手帳の申請と合わせて自立支援医療（精神通院医療）も申請ください。
- ◆**申請は郵送で行うことができます。**

ここ数ヶ月でガラリと生活様式が変わり、ハーモニーの利用方法も日々変動があり、皆さんにはご迷惑をお掛けしています。また、現状の対応について、ご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

できる限り、新しい生活スタイルに合わせた利用方法を検討しておりますが、国や東京都の動向によっては、今後も縮小せざるを得ない場合があります。

開所時間・滞在可能時間の変更、プログラム/面談の再開等については、段階的に行っていく方針です。

以下について、皆さんに重ね重ねお願いします。

○検温・手指消毒の実施

○マスク着用必須

○利用時間の制限あり

※6/1より、利用可能時間は、1人1日1時間までとなります。

○プログラム活動/不要不急の面談を自粛

※登録更新面談の再開も未定です。

○開所時間：月火木金土曜⇒10時から17時 水曜⇒12時から17時

※電話相談も同様です。

○オープンスペースの座席制限

○ハーモニー内での調理不可



なお、状況によっては対応が急きょ変更となる場合がございますので、予めご了承ください。ご不明な点がございましたらお気軽に電話にてお問い合わせいただけますよう、よろしくお願いいたします。

## 投稿作品

～かぜのなまえさんの作品～

園のつわい話

～社会とのつながり～

作業所を、一日休んだら、スタッフに怒られた。目的をもって作業所に来てください、と言われた。一緒にいた他のスタッフが、びっくりするほど、真剣に怒られた。でも、作業所に行く目的なんてないのに、と思った。なぜか行かなければいけない、思っただけだった。

そんなとき、あさま山荘事件のテレビを観た。あさま山荘事件というのは、一九七二(昭和四七)年に、連合赤軍があさま山荘に立てこもった事件だ。あさま山荘に警官隊が突入したときには、日本全国で生中継され、日本全国の人がテレビに釘付けになった。後に連合赤軍が、仲間をリンチして殺していたことがわかった。

この事件は、連合赤軍が、社会から孤立して先鋭化した結果起きた事件だった。武装闘争をするうちに、社会からどんどん孤立してもっと過激になっていった結果、起きた事件だった。社会から孤立すると、おつおつとして、先鋭化して暴力的になる。

このテレビを観て、大げさかもしれないが、作業所に行くのは社会とのつながりをもつためだと思った。作業所に行って仲間と会っただけでも、ほんの少しかもしれないが、社会との接点をもつことになる。作業所に行かないこともできるが、社会から孤立するだろう。社会からの孤立はよくない結果をまねく。



ハーモニーニュースでは利用者の方からの投稿を募集しております。掲載をご希望の方はハーモニーまでご連絡下さい。

感染症対策の一環として、「特別定額給付金」が一人ひとりに給付されることが決まりました。以下を参考にしつつ、分からない部分については、専用ダイヤル等にお問い合わせください。

### ○内容・対象

令和2年4月27日を基準日とし、住民基本台帳に記録されている方に1人につき10万円が給付されます。

〔年金受給者、失業保険受給者、生活保護受給者の方も受給できます。〕  
〔なお、生活保護の収入認定については、収入として認定されません。〕

### ○手続きを行う人

世帯主。同一世帯全員分の申請が可能です。

### ○申請方法

受付開始から3ヶ月以内に申請する必要があります。

#### 1. 郵送申請

西東京市は、5月26日以降に申請書を発送し、6月1日に受付開始予定です。

申請書に、受給者氏名や振込先口座を記入します。

運転免許証や障害者手帳などの本人確認書類のコピーと通帳やキャッシュカードなど振込先口座が確認できる書類のコピーを添付する必要があります。

#### 2. オンライン申請

マイナンバーカードをお持ちの方は、

総務省の特別定額給付金ポータルサイトから申請できます。

### ○支給開始時期

申請受理後、10日間程度を目途に指定口座に振り込まれます。

(申請の受付状況により、多少の前後あり)

### ○問い合わせ先

I. 西東京市感染症対策・特別定額給付金専用ダイヤル

電話番号：042-420-2870 (平日の8:30～17:00)

II. 特別定額給付金コールセンター(総務省)

電話番号：0120-260020

詐欺に注意してください！！

- 暗証番号
- 通帳
- 口座番号
- マイナンバー
- キャッシュカード

教えない！渡さない！